

## 税制調査会 第2回専門家委員会議事録

日 時：平成 22 年 3 月 26 日（金）11 時～

場 所：合同庁舎第 4 号館共用第一特別会議室

### ○神野委員長

定刻になりましたので、後から御出席される委員もあるかと存じますが、第 2 回の専門家委員会を開催したいと存じます。

皆様方には、年度末のお忙しい中、御参集いただきまして、心より感謝申し上げます。

それでは、本日の審議に入りたいと思いますが、まず、専門家委員会の今後の進め方について、前回の委員会で菅大臣から、80 年代における国内、国外の税制改革を総括するような形で議論をしていただきたいということと、それから、所得税から当面着手した上で、政府部内のいろいろな作業と有機的に関連づけながら、さまざまな税目について議論をするようにというお話がございました。

私といたしましては、こうした状況の下で、親委員会の税制調査会から、いつ、どのような要請があっても対応できるようにしておきたいと考えておきまして、そのため、皆様方に御無理な御協力をお願いすることになりますけれども、来月中までを目途に、所得課税から順に、法人課税、資産課税、消費課税など、主要な税目について一通りサーベイをしていきたい。そして、過去の内外の税制改革の評価や、それを踏まえて我が国の税制改革の今後のアジェンダについて議論を進めておきたいと考えております。そういう状況にいたしますと、委員の皆様方にはかなりの御負担をおかけするかと存じますが、よろしく御協力をお願いする次第でございます。

それから、議論していく上で、参考基準になるものとして、我が国の税制改革の課題や今後の改革の方向性に関しましては、既に昨年末に閣議決定されました平成 22 年度税制改正大綱の第 3 章にかなりのことが書き込まれて、示されております。私どもの作業といたしましては、当然のことながら、この大綱を参考基準にしながら、専門的及び実務的な見地から議論を積み重ねて論点を提示することになるかと思っておりますので、委員の皆様方におきましては、この大綱を念頭に置かれまして御意見をちょうだいできればと思っております。

今のような日程になりますと、かなり精力的といいますか、効率的、生産的に議論を進めなければならないわけございまして、今回の議論に入りたいと思っておりますけれども、本日、内外の税制改革の全体像、総論と個人所得課税について議論を行いたいと考えております。

今後ともそういう運営になるかと思っておりますが、何せ、以上のような日程でや

っていくと、参考基準としての大綱を読んでおいていただくのに加えて、大部の資料を毎回お送りするかと思いますが、事前にお目通しいただいて、この事実を大綱の論点に基づいて見ていただいて、それぞれ御意見をちょうだいするという運営にならざるを得ないかと思えます。

そこで、資料をお配りしておりますけれども、この資料の説明をさせていただければと思えます。この資料は、3月8日に開催いたしました基礎問題検討小委員会において検討したことを踏まえて準備をしていただいております。説明は事務局の方からさせていただきますけれども、大部でございまして、今、御説明したように事前にお送りしておりますので、要点のみを簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは、まず、我が国の財政状況などの総論につきまして、財務省主税局の諏訪園調査課長から御説明をお願いいたします。

○諏訪園調査課長

調査課長の諏訪園でございます。

それでは、早速ですが、最初は「資料（総論）」というものでございます。

1枚目をおめくりいただきますと、これは一般会計で見ました歳出総額と一般会計税収の推移、俗にワニ口のグラフと呼ばれておるんですけども、歳出の総額と一般会計の税収、言わばサービスと、それに見合いの財源の関係を比較したのですが、財源がサービスに見合った形で調達できていない、そのギャップが足元で大きく開いているという状況でございます。

以降、税収動向のページは割愛させていただきます、7ページ目でございますけれども、財政収支を国際的に比較しますと、この数字は国だけではなくて地方政府も入ったものでございますが、財政収支フローで見ると、恒常的な赤字状態がかなり高い水準で続いているという状況でございます。

そうした結果、次の8ページ目でございますが、債務残高を国際比較しました場合には、その水準が突出している。そして、右肩上がりで急速に増大しているということが顕著な特徴かと思っております。

次の9ページでございますけれども、諸外国、G7の財政健全化目標について掲げさせていただいておりますが、各国ともそうした目標を既に作成してございます。日本でも6月までに策定していくことになっているところでございます。

次に10ページ目でございますけれども、今度は経済・社会の構造変化の要因としては、御承知のように、人口減少社会、超高齢化社会に進展していく中、これにどう向き合うかということでございます。

経済、財政というインパクトで言いますと、取分け65歳以上人口が増えている、あるいは全体として人口が減る中で、13ページにございますように、

今後の社会保障給付が伸びていくわけでございます。これにどう対応していくかということは、経済、財政、その政策上は勿論のことでございますが、今後の税制改革をお考えいただく上でも大きな論点かと思えます。

そして、14 ページ目が、国、地方だけでなく、そうした社会保障の給付も含めたところで見えた国民負担率の推移でございます。上の方の財政赤字を含む国民負担率のグラフと、その下の国民負担率の差額が財政赤字分になってくるわけですが、この推移は、1 枚目で御紹介したワニ口のグラフと相似的な動きをしているように思います。財政赤字を含む国民負担率は、国、地方、社会保障を総計して、ある意味で政府の規模を示すものでございます。

これを今度、国際比較というふうに眺めてまいりますと、16 ページでございますけれども、やや乱暴な言い方をすると、給付の水準は先ほどの潜在的な国民負担率が足元 40 数%台から 50%で推移しておりますので、実は、その水準だけを取ってみると、ヨーロッパで言えばイギリス、ドイツに近づいた水準とも考えられる。

一方で給付に見合った財源はどうなっているかということで言えば、39%と、アメリカよりは高いんですが、アメリカの負担率には民間保険でカバーされている分が含まれていないということですから、同じくややラフに申し上げれば、かなり負担水準が低い部類に属しているのではないかと見ております。

こうした相対的に比べた給付と負担のギャップをどう考えていくのか、それにどう対応していくのかということも同様に、税制改革、あるいは社会保障制度を見直す際に大きな論点になることは御承知のとおりかと思えます。

以降は所得格差、あるいは所得再分配に関する資料でございます。ジニ係数、相対的貧困率の数値が経年的に見て緩やかに上昇しているというデータがございまして、そうしたものを紹介させていただいております。

また、全世帯ではなく、高齢者層、若年層、子どもがいる世帯等に区切った議論も行われております。

一方で、高齢世帯の増加とか、単身世帯の増加など、世帯の小規模化が数字の上昇の主因である、あるいは使用する統計により結果が異なること、負担が直接税、社会保険料に限定されており、消費税などの間接税が含まれていないこと、あるいは相対的貧困率については現物給付が含まれていないことなどに留意が必要という議論もございます。

この点などにつきましては、21 年春に諮問会議で 2 回議論が行われておりまして、そこである種、多角的な視点から検討が行われた資料が提示されておりますが、本日は時間の関係で説明は省略させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、地方財政の状況の総論につきまして、総務省自治税務局の青木企画課長からお願いいたします。

○青木企画課長

お手元の「資料（総論〔地方税〕）」をお開きいただければと思います。

1 ページ目は、地方の財源不足額、地財計画ベースのものを棒グラフにしたものでございます。ここのところずっと増えてきておりまして、平成 22 年度 18.2 兆、過去最高という、かなり厳しい財源不足の状況です。

2 ページ目以降、地方税収の推移を示したものでございます。3 兆円の税源移譲が 19 年度にありましたけれども、その後、下がってきているということ。

3 ページは、21 年度の決算見込、あるいは 22 年度の地財計画を見ても、地方税収は相当厳しい状況にあり、4 ページ目ではありますが、足元の状況を見ても、法人税収等見ていただきますと、相当厳しい状況になっているということでございます。

5 ページは、主な税目の推移を示したものでございます。安定性のあるもの、変動が大きいもの等が見受けられるわけでございます。

6 ページでございますが、地方の借入金残高でございます。国も相当厳しい状況にありますが、地方も 22 年度末で 200 兆円、平成 19 年度、20 年度、少し下がったんですが、また 22 年度で増えざるを得ない、200 兆円にまた乗るという相当厳しい状況で、国際的にも、地方の長期債務としては相当な額になっていることは大きな課題だろうと思っております。

7 ページ目は、社会保障関係費に関する地方負担の将来推計を平成 19 年度決算を基に行ったものでございます。棒線の上が国庫負担、下が地方の負担でございますが、およそ 3 対 2 ぐらいで増えていくということでございまして、特に現物給付を行わなければいけない地方の負担も相当な水準になっていくことを念頭に置いて、今後の地方税財源のことを考えていく必要があるかと考えております。

説明は以上であります。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて「内外の税制改正の流れ」について、財務省主税局の諏訪園調査課長をお願いしたいと思います。

○諏訪園調査課長

それでは、お手元の「内外の税制改正の流れ」についての資料をお願いします。

最初の 2 枚が日本におけるこれまでの税制改革の流れについて、時期を追っ

て、改革の背景・必要性、基本的視点・考え方、主な改正事項について整理したものでございます。

今回の議題に即して申し上げますと、2枚目かと思えます。まず、62、63年の抜本的税制改革が、非常に簡潔にまとめてございますが、背景・必要性として主に4点、所得水準の上昇や、その平準化が起こる中で、サラリーマンの重税感・不公平感が生じていたこと、消費の多様化・サービス化が進む中で、個別の消費税における課税のアンバランスが生じていたという指摘があったこと、経済取引の国際化の中で、法人税について国際的に水準が高いという問題があったこと、今後の高齢化の進展という大きな4点を背景として、所得・消費・資産等のバランスの取れた税体系、国民が公平感を持って納税し得る安定かつ信頼感のある税体系、その水平的公平の確保ということ、それから、公平・中立・簡素とともに、社会共通の費用を広く薄く分かち合う視点が掲げられて、主な改正としては、御承知のように、所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げ等、消費税の創設、個別間接税の整理・合理化、消費譲与税の創設、法人税率の引下げ、その他の税制改正が行われた。

平成6年の税制改革では、先ほどのものに加わるような形で、本格的な高齢化社会の加速・進展、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感といった中で「公正で活力ある高齢化社会」の実現を目指し、基本的視点・考え方は同様なので省略しますが、改正としては、同じく所得税・個人住民税の累進緩和、諸控除の引上げのほか、消費税率の引上げと中小特例見直し、地方消費税の創設等々が行われたところでございます。

残りについては省略させていただきます。

そうした改正の、言わば4ステージがあろうかと思えますけれども、3ページでは主要税目ごとに、どういう大きな改正が行われたかをグラフの中に落とし込んだものでございます。

それから、4ページ目以降がアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおける税制改革の変遷について、80年代以降、フォローを試みた資料でございます。

レーガン改革について申し上げますれば、既にいろいろと分析がなされているところでございますが、81年の第1期目の減税につきましては、所得税の税率の引下げ、あるいは所得の租税特別措置の拡充などが行われましたが、期待した成長率を達成することはできず、むしろ不十分な歳出の抑制と相まって大幅な財政赤字をもたらした。長期金利高、ドル高の進行、経常収支の赤字拡大を招いたという指摘がございます。

これに対して、86年の第2期の税制改正は歳入中立型でございました。その内容は、所得税、法人税の税率引下げと課税ベースの拡大・適正化であり、課税ベースの拡大・適正化が優遇制度の利用度の違いによる企業間・産業間の税

負担格差の是正などが目的とされていたと承知しております。

以降、6～11ページまで、英独仏の改正の変遷を御紹介しております。

12、13ページのスウェーデンにつきましては、委員長の御紹介をいただいて、静岡県立大学の伊集守直先生に資料の御提供をいただきましたので、この場をかりて御礼を申し上げたいと思います。

それから、14～17ページまでは、各国の財政収支の推移、そして、その間における主な税制改革がどのような形で行われたかということについて整理した資料でございます。

それから、18ページ目は、そうした主要国における改正の動きがございまして、その中で実質成長率の推移だけ切り出してグラフ化してお示ししてございます。

19～22ページまで、主要国における税収及び社会保険料収入について、各国別に10年ごとに切り出した形でお示ししてございます。

最後、23～25ページまでは、同じく各国における個人所得課税、あるいは法人所得課税、消費課税について、その税収を対GDP比で推移をプロットしたグラフを御紹介させていただいてございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

次に、所得課税関係に移りまして、我が国の個人所得課税について、財務省主税局の中江税制第一課長からお願いいたします。

○中江税制第一課長

中江でございます。

それでは「個人所得課税」という資料に沿って御説明させていただきます。

1～4ページにわたりまして、先ほど御紹介ありました税制改正大綱に記載されました第3章、主要課題の改革の方向性のうち、個人所得課税に関する部分を抜粋しております。

具体的な課題といたしましては、2ページをごらんいただきたいと思いますが、まず、3行目の「③改革の方向性」の次の行でございます。「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します」ということが記載されております。

今の2ページの③の「第二に」のところをごらんいただきますと「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進めます」と記載されております。

もう一つ「第三に」のところをごらんいただきたいと思いますが、金融所得課税の関係でございますが、2行目から「株式譲渡益・配当課税の税率の見直

しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます」と記載されているところがございます。

あと、いわゆる人的控除関係でございます。1つ目が成年扶養控除の関係でございますが、2ページの下から3行目から扶養控除関係が書かれております。2ページの最後の行をごらんいただきますと「23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても～今後、その見直しに取り組むこととします」とされております。これは、22年度については、年少の扶養控除は廃止することが決まったわけですが、23～69歳までについては残っているということで、このような記載になってございます。

配偶者控除につきましては、3ページの真ん中からちょっと上辺りの行でございますが「配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り込むこととします」とされております。

それから、給与所得控除でございますが、今の配偶者控除のすぐ下のところがございますが「給与所得控除には上限がありませんが」ということで文章が続きまして「高所得者により有利な制度となっています。このため、給与所得控除に関しては、上限を設けるなどの見直しが必要です」と記載されております。

更に、この給与所得控除の関係では、4ページの下の方の「3. 法人課税」のところに「特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度」、いわゆるひとりオーナー会社課税関係の制度についての記載のところの下3行でございますが「本制度は22年度税制改正で廃止します。その上で、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、『二重控除』の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じることとします」と記載されております。

大綱第3章の御紹介は以上のとおりでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思っております。所得税収の推移でございますが、真ん中の折れ線グラフが所得税収の推移で、この間の累次の改正は上の箱にそれぞれ記載してございます。更に所得税収のうち、主たる分離課税分、利子、配当、株の譲渡、土地の譲渡について、その税収を棒グラフでお示ししております。

所得税収の推移を見ていただきますと、いわゆる抜本的税制改革前の昭和61年には16.8兆円であったものが、平成3年が26.7兆円、ピークでございます。直近の22年度予算では12.6兆円となっております。全体の変動に関しましては、分離課税の税収の影響を大きく受けているということが見ていただけるかと思っております。例えば、平成2、3年を見ていただきますと、所得税収が26兆円

にも上っておりますが、このうち主たる分離課税分が 10 兆円を超えているという状況でございます。

1 枚おめくりいただきまして 6 ページでございますが、今の分離課税分を除いた所得税収の推移を棒グラフでお示しいたしております。主に給与収入に係る税収だとお考えいただいて結構だと思います。分離課税分を除いた税収については、上段の箱にお示ししているような制度減税、あるいは特別減税、更には近年の税源移譲分、これらの影響を排除いたしますと、折れ線グラフで示しております雇用者報酬の推移におおむね沿った形で推移していると言えるのかなと考えております。

ちなみに、これまでの主な制度減税や増税分の改正当時の見込みは、62 年、63 年の 3.9 兆円、平成 7 年の 2.4 兆円、更に 11 年のときの最高税率の引下げで 0.3 兆円ということで、近年は 16 年の配偶者特別控除とか、年金控除の見直しでプラス 0.7 兆円というふうにお考えいただければ結構かなと思います。

この後は人的控除等の概要ですので、説明は省略させていただきます。

おめくりいただきまして、13 ページからでございますが、税率構造の関係の資料でございます。13 ページは所得税の税率の推移でございます。

14 ページ及び 15 ページをごらんいただきたいと思います。14 ページは、現在の税率区分でグルーピングいたしまして、それぞれ納税者が何人いて、課税所得が幾らで、所得税額が幾らと、パーセンテージを記載したものでございます。

15 ページは、61 年と現在の税率区分別の納税者の数、課税所得、所得税額の割合をお示ししております。

16 ページからは、ブラケット別納税者の国際比較ですとか、あるいは実効税率の推移でございますので、これは時間の関係で省略いたします。

20 ページをお開きください。申告納税者の所得税の負担率でございます。これは国税庁の調査に基づいて、合計所得金額の階級別に所得税額を申告納税者の数で割り返したものでございます。ごらんのとおり、合計所得金額が 1 億円を超えたところで所得税の負担率が逆転してきているということでございます。若干の統計上の制約については、20 ページの下の注をごらんいただければと思います。

今のそれぞれの合計所得階級別の所得の種類の内訳を示したものが 21 ページでございます。ごらんのとおり、高所得階級に行くほど株の譲渡等の分離課税される所得の割合が高くなってございまして、こういう影響で、先ほどの 20 ページのように、1 億円のところ逆転しているといえますか、折れ曲がってくる要因だと考えております。

それから、22 ページからは金融所得関係の資料でございますが、25 ページを

お聞きいただければと思います。御承知のように、株の配当・譲渡につきましては、現在、上場株について、本則 20% に対して 10% の軽減税率が適用されております。これらについての税収が、株の配当が本則税率 20% に戻った場合には幾ら増収になるかということを試算したものでございます。参考のところをごらんいただきますと、配当所得に係る税収につきましては、国税分として 1.4 兆円ございますが、これは法人分も含めた数字であり、上場分で個人分につきましては、大体 0.1 兆円と見込んでおります。

これが軽減税率の適用分でございますので、仮にこれが 10% から 20%、国分で言えば 7% から倍になるということで考えていただきますと、大体 0.1 兆円の増収になるということでございます。株式の譲渡所得については、国税分として 0.2 兆円で、上場分が 0.1 兆円ということで、これが軽減税率の適用分でございますが、従来から株の譲渡所得について、税率を変えたときの改正増収については見込むことが困難としておりますので、そのように記載をさせていただいております。

私からは以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

次に、個人所得課税のうち、地方税関連につきまして、総務省自治税務局の内藤市町村税課長から御説明いただければと思います。

○内藤市町村税課長

内藤でございます。

お手元でございます「個人所得課税〔地方税〕」という資料をおめくりいただきたいと存じます。

1 ページ目で、個人住民税収の推移でございまして、税制改正の内容につきましては、国税とほぼ同様の内容で行われております。一番右側に税源移譲 3 兆円ございまして、現在、平成 22 年では 11.3 兆円の税収を見込んでおりますけれども、3 兆円を引きますと、単純に引算すると 8.3 兆円ということで、必ずしも高くない水準で推移をしているということでございます。

2 ページ目は、主たる分離課税分を除く個人住民税収の推移でございます。

3 ページで、個人住民税の仕組みの紙でございます。給与所得控除など、所得税と同一の計算をしているところがございまして、それから以降、人的控除、あるいは税額控除のところは個人住民税独自の計算をしている部分がございまして。

4 ページで、人的控除の概要でございましてけれども、個人住民税におきましては「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、控除の項目は所得税と同じでございましてけれども、控除額につきましては、所得税よりも低い

控除額としているところでございます。

なお、人的控除の関係につきましては、22年度の税制改正大綱では、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除の在り方について検討を進めることにしているところでございます。

7ページで、個人住民税の税額控除につきましては、主として課税技術上の控除が中心で、政策的な控除は極めて限定的に講じているところでございます。これも個人住民税の「地域社会の会費」という性格を反映したものでございます。

8ページで、個人住民税におきましても、昭和62年度分を見ていただきますと、非常に細かい税率の刻みを設けていたわけでございますけれども、その後、かなり簡素化をいたしまして、平成19年度から、先ほど税源移譲で御説明申し上げましたが、その際、一律10%税率ということで税率構造をしているところでございます。

9ページで、利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に対する課税の全容でございますけれども、例えば利子で申しますと、従来、住民税の最低税率5%でございましたので、この5%に合わせて設定をしておりましたけれども、先ほど申し上げました現行一律10%にした際、こちらは特にいじっておりませんので、現在、こういう税率構造になっているところでございます。

続きまして、10ページでございますけれども、株式等の配当所得・譲渡所得につきまして、軽減税率を本則税率に戻したときの、先ほど財務省から御説明ございましたけれども、それと同様に試算をいたしますと、地方税収で、住民税で、配当で約400億円の税収増になると見込まれております。

譲渡所得につきましては、改正増収を見込むことは困難ということでございます。

御説明は以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に、個人所得課税の国際比較について、これまた御苦労でございますけれども、財務省主税局の諏訪園調査課長よりお願いいたします。

○諏訪園調査課長

最後の資料でございます。恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

国際比較でございますけれども、1ページ目からしばらくは、先ほどの内外の動きのところ米英独仏についての税制改正の推移の表がございましたが、そのうちの所得税分ということでございます。各国の改正の推移を並べてございます。

そうした推移の結果を経まして、6ページ目でございますけれども、どうい

うふうに構造が変化したのかを絵とともに整理いたしております。6ページのアメリカに即して申し上げますれば、81年までの15段階で14～70%という税率構造が、その後の変遷を経て、今、現行としては6段階、10～35%の構造となっております。ただし、アメリカについては、下の表にございますように、そのほか、別途、地方税がかかっておりますので、州によっては、その分、加わるということがございます。

それから、イギリスも同様な動きであろうかと思えます。

各国とも税率区分の簡素化、税率の引下げによる累進構造の緩和、そして控除額の引上げといったところが共通して見られる特徴かと思えます。

9ページのフランスで見ますと、90年代に一般社会税というのを導入しております。その後、それを引き上げている。その動きはやや差異があるのかなという感じがいたします。

それから、11ページの資料は、各国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除ないしはそれに相当するもの等について整理した資料でございます。

12ページは、最高税率について、地方税も加味して簡潔に整理したものでございます。

13～16ページ目までは、そうした推移を踏まえて、実効税率のカーブがどうなったか、10年置きに比べたものでございます。各国とも右側に移動しつつ、累進を緩和、フラット化させた形のカーブになっているということなのかなと思っております。

17ページが、そうした各国の改正の推移を経て、現行における所得課税の実効税率を国際比較という形で並べたものでございます。各国と日本の比較ということで申し上げますと、日本は総じてどの収入階層においても負担水準が低目にあるわけですが、特に1,000万までの辺りのところは、ほかの国に比べてかなり低位の負担水準なのかなということかと思えます。

最後、19ページからおしまいで、各国の金融所得に対する課税の変遷について、別途整理をして付けてございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

駆け足で御説明いただいた資料を念頭に置いていただき、かつ、繰り返し申し上げますが、税制改正大綱を参考基準にして、皆様方の専門的な知見から生産的に御発言いただきたいと思っております。各国の動きを念頭に置きながら、生産的に議論をしていくには、これまでの各国の税制改革及び日本の税制改革の評価と、そこから引き出し得る我が国の税制改革の課題と改革の方向性、つまりアジェンダを御発言いただくというのが趣旨でございますので、な

るべく多くの方々にエッセンスを適切に御発言いただければと思っております。

論点としては、これは大綱でもわざわざ十分性の原則を掲げておりますので、財政調達能力の回復、それから、社会保障の需要増に必要な財源確保のための税制改革と経済への影響とといいますか、経済とどのように関係しているのかということと、それから、経済・社会の構造変化と税制との関連、こうした3点ぐらいが切り口になるかと思っておりますので、御発言を自由にいただければと思います。

ちなみに、お手元にもあるかと思いますが、大綱では「はじめに」のところで経済・社会の変化と、そこからの課題は5点指摘していて、1つが人口減少と高齢化の問題、2番目はグローバル化の問題、3番目が格差の問題、4番目が資源制約、5番目が環境問題、このような点を指摘していて、それへの対応を述べております。

それでは、ちょっと御無理なお願いなのですが、自由に御発言いただければと思います。どなたからでも結構でございます。いかがですか。準備でき次第、御発言いただければと思います。

田近さん、口火を切ってくださいか。

○田近委員

それでは、神野先生から御指名いただいたので。基本的に今日は個人所得課税ですね。

○神野委員長

ごめんなさい、まず総論からお願いします。後半、2部構成で、個人所得をやります。総論のところ、全体の流れの評価。では、後で行きますか。

そうしたら、井手委員からよろしいですか。

○井手委員

それでは、私も御指名ですので、発言させていただきたいと思っております。全体の流れということで申し上げれば、大きく3つぐらい考えていることがございまして、1つは、日本国内で議論をしますときに、増税というと消費税という議論に偏りがちなわけでありまして、ただ、今日、御紹介いただきましたし、財政学の中でも大体こういう合意でいいかと思っておりますが、80年代以降の税制改革というのは、税目云々というより一方で成長ということがございましたけれども、他方で公正さとの両立を目指そうとするような税制改革が国際的なトレンドだったのではないかと思います。

たとえば、アメリカの有名な86年の改革を見ればわかりますように、法人課税の中で加速度償却を緩和するとか、投資税額控除を廃止するというような抜け道を塞ぐような改革、所得税のタックスシールド対策もそういうことかと思っておりますが、そういった形で、人々の税制に対する信頼感を構築するような改

革が行われております。

フランスの例で申し上げれば、CSGを導入するときに、社会保険料の逆進性対策にきちんと目配りをしております。

あるいは近年、ドイツで見ていくと、消費税を増税しておりますが、所得税の最高税率を引き上げるという形で、企業の負担や、高額所得者の負担や、あるいは労働者の負担やということで、バランスよく税制改革を実現していこうとしたというところと、成長を同時に実現しようとしたというところが要点ではないかと考えております。

その意味では、消費税ありきということで議論をするのではなくて、所得税でありますとか、法人税でありますとか、そういったことを総体としてとらえながら負担の問題も考えていくというのが、まず大きな流れではないかと思えます。

2点目で、そうしますと、手順の問題が出てくるかと存じます。そのときに、消費課税にシフトする流れが国際的にあるんだという議論をよく聞きますけれども、実態において本当にそうなのかなという疑問を私は持っております。

と申しますのは、1つは、消費税率、付加価値税率を90年以降に大胆にいじっている国は余りないと思えます。あえて言えばドイツぐらいかなと思えますし、税金の中で消費税が占める割合が増大している国も、90年代以降を見るとほとんどないのではないかと考えております。ジョージ・W・ブッシュ大統領のときにはアメリカでも随分消費税の議論が出てまいりましたけれども、最近はこの議論も沈静化しております。何より今、日本の税金を見たときに、税金の中で消費税が占める割合は、直接税金が激減しておりますので、既に25%ぐらいに達しているのではないかと思うんです。ここで消費税から始めるということになってしまいますと、税のバランスという意味では相当いびつな税ができるのではないかという懸念を持っております。その意味で、手順のことを考えた上でも、やはり所得税や法人税の議論が先行すべきかというのが私の考えです。

最後に、簡潔に景気の関連という委員長の御指摘がありましたので、この点も申し述べさせていただきますと、一般論というか、理論的に言うと、消費課税が貯蓄促進的であるという議論が確かにあるんですけれども、これを実証的に裏付けている論文はほとんどないのではないかと思います。

むしろ、そのことよりも考えておきたいのは、近年、高齢者と若年層の間の所得格差が随分広がっているということでありまして。若年層の所得が低下傾向にあって、かつマクロの貯蓄率が低下しているという状況の中で考えますと、恐らく高額所得者から低額所得者、あるいは、今、金融資産の6割を高齢者が持っているという試算もありますけれども、そちらから若年層への所得移転を

やっではないといけない、つまり、消費をしたいと思っている階層に消費ができるような形で再分配をやっではないといけない。これは恐らく経済成長と親和的であると考えることができるのではないかと思うわけです。

ただ、勿論、高齢者の生活不安の問題というのはございますから、その観点から申し上げれば、若年層なり低所得層に雇用をある程度再分配的に保障していく中で、そこから上がってくる税収や、あるいは将来の消費税等々を勘案して、高齢者の生活保障も適切に対応していくという順番になっていくのかなということを考えております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

○田近委員

最後の消費税と所得税の議論、何でしたか、消費課税に移行したら成長促進だということに関しては、経済学で。

○井手委員

貯蓄促進です。

○田近委員

それ自身は結構深い問題で、結局、大きな目で見ると、所得にかけるか、消費にかけるかということで、経済成長というか、経済がどれだけ大きくなるか、それに伴って消費がどれだけ増えるかというマクロな側面もあるんで、単に、あるところを触ったからどうだとかいう面ではない。これは長い議論があつて、この場合でも、IMFのマイケル・キーンでしたか、何年か前に来て、所得課税か消費課税かということで議論して、基本的には経済学者の合意というのは、所得から消費にかけることで全体的には経済成長に対する促進的なイフェクトはあるのではないかという議論をしたと思います。

○神野委員長

よろしいですか。

○井手委員

基本的に申し上げたかったのは、理論的に考えれば貯蓄促進的であるということとは事実であると思います。でも、もしも理論的なレベルで議論すると、例えば、法人税は賃金を控除してしまうわけですから、その意味では、法人税というのは、賃金に二重課税をしないと考えれば消費税より消費促進的だという議論も理論的にはできなくもない。そういうことを申し上げたいのではなくて、現実にどういう効果があるかということを考えるときには、先生がまさにおっしゃったように、消費税で取るのか、所得税で取るのか、もっと全体で考えなければいけないし、それ以上に全体で考えるべきなのは、支出を含めて考えな

いと経済の影響というものは恐らく議論できないので、まさに先生と同じ御意見で、部分均衡ではだめだろうということを私も考えているわけです。

○神野委員長

どうぞ。

○田近委員

今のを続けさせていただいて、今日御説明いただいて、80年代、その前でもいいんですけども、個人所得税に寄らせてしゃべらせていただいて、一体この共通理解をどう持っているのかなということと話させてもらいたいんです。

資料の個人所得税の5ページの所得税収の推移ということで、1986年から2010年を見て、勿論、我々の課題は、日本の個人所得税の課税力というんですか、税収確保の力をどう考え直すか。それに伴って負担の公平ということもどう考えるかというのが大きな問題ですけども、その前に80年から振り返るときに、一体どういうことが起きたのか。その辺、みんなでシェアできればいいかなと思って、皮切りにしゃべるんですけども、5ページを見ていて、私が一番言いたいのは、96年まではずっと、消費税との闘いというわけではないんですけども、消費税とのバランスで個人所得税をどうするかという議論を延々としてきたわけです。

申し上げたいのは、一体どういうふうにこれを考えるかということなんですけれども、消費税が入ったのは昭和63年、1988年でしたか。そのときは、ピンクのところに書いてあるように、抜本的税制改革で、とにかくこれを入れてもらうためには、所得税の負担を減らした。これは1つもっともな理由があって、70年代、特に後半以降、所得税に手をつけてこなかった。物価も上がったということで、所得税がものすごく増えた。ここは何か手をつけなければいけないというの、構造的にはあった。消費税を導入できない状況でそういうことが起きたので、ここで思い切ってやった。そうしたら、結果的にバブルが起きたのでということの後話ですけども、したがって、まず第1は、1988年、昭和63年辺りは、まず、消費税を導入するにはどうしたらいいか。

次に、消費税が上がったのは1997年、そのときに向けて、猛烈に減税をやったわけです。これはまた重要で、消費税を受け入れてもらうためには、いろいろやっていったわけです。マクロ的に見ると、景気があるのでなかなか難しいんですけども、それをやってきた。

その次に来たのが、アジア経済危機と金融危機があって、1999年に思い切ってやった。これは恒久的税制改革です。これは書いておけばいいのになと思ったのは、1999年に定率減税をやっているわけです。裏ページの方は定率減税が入っているんですけども、定率減税をやった。それから、税の議論は一体どうやって、この恒久的の的というのは的なのか恒久的なのかという議論をして、

所得税の議論としては、失地回復というか、それをして、配偶者控除の見直しとかをやっていた。

したがって、何が言いたいのかというと、消費税を導入するための、それは政治的にもいろんなことをしてきて、そこにがちゃんとアジア経済危機、金融危機が1999年に入ってしまった。それ以降、若干の失地回復はしたけれども、その次にまた今の経済状態になったということで、まず、所得税自身の足元の見直しというのがされずに来たのかなと。ただ、減税をいい加減にしたのかというと、そういうわけではなくて、やはり消費税を上げることは大変だったと思います。そのような議論を延々としていたところに1999年ががちゃっと来たというのが私の理解です。

80年以降、所得税に何が起きたかということを経験して、みんなでシェアしていくのが必要だということがまず第1点で、ここでやめましょうか。後でまた、最初はそのぐらいでしょう。

○神野委員長

所得税そのものの問題は、また詳しくやります。

あとはいかがでしょうか。

中里さん、どうぞ。

○中里委員

諏訪園課長の説明で私もびっくりしたんですが、先ほど図を見せていただいたんですが、所得税の税収が減ったのは、要は利子の収入と土地の譲渡益が減ったからなんですね。所得税の構造を変えても、利子収入や土地の譲渡益税を増やすことは容易ではないでしょうから、税制で変えられないことはあるのかもしれないですね。だから、その限界のことを考えないと、所得税に頼るといっても、利子と土地譲渡益、バブルのころは異常としても、その後も結構上がっていたのが減ってしまったんですから、それが簡単に増えないとすると、経済学的にはいろんな議論あるんでしょうけれども、常識的には消費税というのでも常に考えておかないといけないということだけは、あると思うんです。

今、小委員会を2つやっていますけれども、これはまた裂き状態になっていて、法律的な議論の方では税収のこととかを考えずに進行しています。これはこれでしょうがないと思うんですが、ある程度当たり前のことだと思うんですが、それでも、これを極端におし進めてしまうと、税収は減ってもしかたがない、憲法の納税の義務もさほど重視する必要はないというような、そこまでの議論になってしまうと、そうすると貧しい人を救えなくなってしまうので、私は危惧しているんです。そういうつもりではないにしても、意思疎通がないと非常にまずいなというのが、深刻な危機感を持っています。

○神野委員長

どうぞ。

○三木委員

今、私どもの小委員会にかかわることがあったものですので、法律の議論を税金のことを考えずにやっているわけではないということは申し上げておきたいと思います。

この間の流れで見ますと、税制改正大綱でも強調していますが、公平、透明、納得の税制をこれから築いていかなければいけないわけです。今、国民の間で一番欠けているのは、政府に対する信頼もありますけれども、税制についての公平感の欠如が1つ、やはり大きいと思うんです。これを再構築するというのが、皆さんに支えられる税制をお願いするための基礎になると思うんです。

そういう意味で見ますと、先ほどの個人所得税の5ページの表とか、20ページの表で行きますと、申告納税者の所得税負担率が一定の層になりますと逆進的になってしまっている。更に21ページで見ますと、高額所得者における株の譲渡が非常に大きな割合を占めて、ここが税負担のところで行きますと、かなり軽減されている問題がある。そういった辺りをまず是正するというのを1つやって、信頼感が回復する中で税負担のお願いをしていくということが必要なのではないかと思います。

○神野委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○大澤委員長代理

「資料（総論）」という、最初に御説明していただいた資料ですけれども、17ページとか18ページ、19ページ辺りに再分配機能についてのデータがございます。ただし、17ページのデータは、断りがありませんから、恐らく全人口に関するものだと思うんですけれども、例えば、いわゆる労働年齢人口、つまり18～65歳と区切って見れば、再分配による改善度は社会保障においてもほとんど全くないだけではなくて、むしろ逆の再分配のようなことすら起こっている。これはOECDのデータなどを見ればわかるわけです。税制改正大綱にありますように、所得再分配機能の発揮が求められているというときに、そういう全体のところを見て、だんだん各論に入っていくといけないと思っているわけです。

ですので、今日は既存のデータで出させていただきましたけれども、もう少し詳しく、高齢者層と労働年齢人口に分けて見るとか、労働年齢人口の中でも、今日の資料は世帯になると専業主婦の世帯と単身、共働きというのは単身者が

2人と考えればいいということで、そういうデータをお示しいただいているんだと思うんですけども、専業主婦世帯と、共稼ぎや、あるいはひとり親世帯、単身者というふうにきめ細かく見て、再分配機能がどうなっているかということも見せないと、税制改正大綱の眼目である所得再分配機能の発揮ということは果たせないのかなと感じる次第です。

○神野委員長

ありがとうございました。

資料の件は、関連省庁だけだと無理かもしれませんので、別途、既存でやっているところを含めて考えさせていただきます。

あと、いかがでございますか。

翁委員、どうぞ。

○翁委員

前半の部分につきましては、大きなポイントは2つあって、税収による財源調達能力は非常に落ちてきていることが、それは本当に我が国にとって危機的な状況をもたらしているということがまず言えると思いますし、先ほど御説明いただいたように、少子・高齢化が今後進んでいくことを考えましても、そういった財源調達能力をどういうふうに考えていくかというのは、まず喫緊の課題だと言えるということが1点。

もう一つは、所得税の所得再分配機能が落ちてきていることが明らかで、これをどういうふうに改善していくのかということが一つの課題だと思います。先ほども田近さんから御指摘ありましたけれども、近年の議論も、消費税をどういうふうに考えていくかということによって、それと一体的に所得税の改革をやっていこうとしてきた、そのために今、所得税の改革の必要性はずっと指摘されてきたのに、それが先送りされてきたという部分があると思っています。

その意味で、消費税の議論をしていく上でも、所得税をどういうふうに改革していくのかという議論が欠かせないと思いますし、その際には、主要な三税である法人税、所得税、消費税をどういうふうに位置づけていくのかという体系的な議論が必要だと思います。その3つの組み合わせの中でどういうふうに納税者に納得感を得ていくか。その納得感は税の問題だけではなくて、言わば社会保障の現物給付というか、サービス給付との関係でどういう納得感を国民に持ってもらうのかという論点が欠かせないと思っています。

それから、もう一つ重要な論点として、所得税の方にも関係してくるんですけども、グローバルに見ると、最高税率というのは下がってきている。最高税率は下がってきているけれども、そうした中で、各国は実際には、課税ベースを引き上げる努力をして、実態として所得税の税収が確保されるようになってきているのではないかと、ということについて伺いたい。各国が、全体としてど

ういうふうに課税ベースと税率を調整して財源調達を確保しようとしてきているのかというところの評価をお伺いしたいと思いました。

○神野委員長

ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員

資料をいろいろ拝見いたしまして、それから、出された課題について感じたことですけれども、日本は先進国の中で言うと、全体として税負担が非常に軽い国ですけれども、その割に減税をやり過ぎてきたかなと感じております。予算編成などで、歳出の面では80年代以降、マイナスシーリングという形でやってきたわけですけれども、税の方については、我々は租税支出という言い方をしますけれども、いわゆる租税特別措置については、シーリングといたしますか、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則といたしますか、そういった原則が余り強く効いていなかったのではないかと思いますので、そのバランスが取り切れていなかったのではないかと思います。

ほかの国の状況もいろいろ見てみますと、所得税の話も今ちょっと出ましたけれども、税率フラット化の流れもあったわけですけれども、最近、例えば、オバマ政権の動向を見てみますと、高所得者には増税しようという色彩が非常に強く出ております。つい最近成立した医療改革法でも、高所得者への増税がセットで法案の中に入っておりますけれども、そういうこともいろいろ考えなければいけないと思います。それが1点目。

2点目ですけれども、私は法律学者でも政治学者でもないのですが、例えば、財政民主主義と租税法律主義ということ的前提として物事を考えなければいけないのでありますから、国民の立場を考えるとすると、自分が他人より不利に取り扱われている、あるいは不公平に取り扱われていると思っていけば、例えば、税負担を増やしてほしいと言われても、なかなかそれは同意しないということになると思うのです。勿論、皆さん、消費税を当然意識していると思うのですが、ただ、その前提として、それぞれの税目について、再分配の観点とか、公平の観点に留意しながら財源調達機能の回復をにらんでいかなければいけないだろうと思います。そういう形で、消費税だけでなく、所得税、資産課税といったところを、考える順番、あるいはタイムスパンの長さ、短さはありますけれども、それぞれ急いで改革しなければいけないだろうと思っています。これが2点目です。

3点目ですけれども、いわゆる経済・社会の構造変化ということについて、よく言われます高齢社会の進行について言いますと、高齢社会なので、高齢者

の方々、いわゆるフローとしての所得が少ないから消費税で、ということが言われることがあるのです。確かにそれはそうなのですが、消費税をかけると、当然のことながら物価スライド制との関係がありますので、そこをどう考えるかということをもまず検討しなければいけない。それ以前に、所得、あるいは資産の面でも、年金課税の問題であるとか、あるいは相続税、贈与税の問題であるとか、そういったこともありますので、それをトータルで高齢社会の税制の問題、いわゆる世代間の問題、あるいは世代内の問題、それぞれの格差の問題としてとらえなければいけないだろうと思っております。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

関口委員、どうぞ。

○関口委員

全般的に考えると、全体の負担を増やしていかざるを得ないと考えられる形になるのではないかと考えています。それは、社会保障の需要が増えていくということもありますけれども、所得税に関して考えると、余りにもいじり過ぎている形になっていて、その結果として、財源の調達機能、能力というものが減ってきている、少なくなってきたということがあると思います。給付等の関係で全体の負担を増やしていくということを考えてみた場合に、内訳としてどういう税目を考えるのかということがあると思います。

今日お配りいただいた総論の16ページのところで、よく出てくる国民負担率の内訳の国際比較というものがあります。これを見ていただいて、日本とほかの国との関係で比べてみると、大体出てくる話は、消費課税の割合が日本は低くて、それに比べてヨーロッパ諸国は消費課税の割合が高いということが出てくるわけです。けれども、よくよく見てみると、個人の所得課税は、今日見てきたところでもありますが、かなり貧弱になっていて、この貧弱になっている個人所得課税との関係でいろいろな税制を見ていくということはやはり大切なことだと思います。

例えばの話で言えば、日本は今、個人所得課税が7.2%であります。スウェーデンで見るとすごく極端で比較しやすいと思いますが、19.9%という個人所得課税の割合です。消費課税は日本は7.1%で、スウェーデンは17.4%と、この割合を見る限りは、個人所得課税の議論も、やはり必要な部分で、これを主軸に考えていくという方向は失うべきではないと考えています。それを考えるときに、消費税が要らないのかという話ではなくて、消費課税と一緒にセットで考えていくということが大事な論点で、特に私が気にしている論点は、世代間の公平という議論で消費税の話がよく出てくるわけですがけれども、世代内の公

平というものを消費税で図れるのかという点は、私は疑問を持っている部分があります。したがって、世代間の公平と世代内の公平を考えるとすると、個人所得税を再建していくことは大事な論点ではないかと思っております。

最後ですけれども、個人所得税を主軸に考えて、消費税をトータルで考えるという議論は、これまでずっとやられてきた論点だとは思いますが、今、恐らく論点になるとすれば、成長との関係で、消費税と法人所得税の議論をどうするのかという議論も当然出てくる話ではあると思います。この場合も、やはり個人所得税と法人・消費税との関係を議論するというのも、視点として失ってはならない部分だと思っております。これまで、法人税と消費税のセットの議論が結構されていると思うんですけれども、家計を中心に、個人所得税を主軸に議論していくというのは、大事な論点だと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○辻山委員

ほかの会議で遅れまして申し訳ありませんでした。

総論ということで、新しい大綱では、公平、透明、納得ということになっていますが、特に納得というのが非常に重要だというのは、このとおりだと思います。そのときに幾つかポイントがあると思うんですけれども、ほかの委員も御指摘のように、財政健全化といいますか、財源の調達能力とのバランスで全体を構築していかないと、いつか破綻するのではないかという不安感が非常に大きくなってくると思います。したがって、財源の調達能力を片方で見ながら税の公平を保っていくということになると思います。

そのときに、納得という場合に、今、関口委員から御指摘ありました16ページの国民負担率（国民所得比）の内訳の国際比較なんですが、これと給付の水準というものをセットで見ないといかない、議論が収束していかない。なぜかと言いますと、例えばスウェーデンですと、だれでも高給付ということはよくわかっているわけです。ですから、高給付低負担ということは勿論あり得ないんですけども、一方で低給付低負担というのはあり得るわけです。高給付高負担もあります。給付と負担をセットで見っていく。まず、そのグランドデザインがないといけない。要するに、高給付低負担だと破綻していくというのは当たり前のことなんですが、両方とも中程度でいいのか、あるいは高給付で高負担をしてもらうのか、この辺は是非納得の行くデザインをしないといけないと思います。

もう一つ、私の専門と関係しているところなので申し上げますけれども、所得税と消費税を考える場合に、根本は何だったのかというと、国民の担税力だ

と思うんです。釈迦に説法ですけれども、近代税制ですから、負担能力のある人にたくさん負担してもらおうというのが原則だと思うんです。そうしますと、所得税とか消費税と分かれておりますけれども、もともと所得も消費も担税力の測定の一つのツールだったわけです。所得税というのは、要するにインカム、入ってくるのところ、それから、インフローでとらえるのが今の担税力の測り方で、それに対して、同じ担税力をアウトフロー、要するに、消費のところで、ですから、同じことを見ているとも言えるわけです。

所得税と消費税は別だと思われがちですけれども、担税力を入口でとらえるのか、出口でとらえるのか。資産税とかそういう話は置いておくとしても所得の定義によりますけれども、所得を担税力だと定義してしまうと、消費税は所得税だという定義もあるぐらいなので、むしろ個々の税目より担税力との距離で見ていくという議論も1つあっていいのかなと思いました。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

ひとあたり総論について御意見を伺って、今日はまだまとめるという段階ではないので、既に後半の所得税の議論に入っていますけれども、所得税の口火として総括をしつつやってください。

○中里委員

その前に総論でよろしいですか。法律の方の小委員会でいろいろ議論して、三木先生は非常に一生懸命なさっていてあれなんです、やはり感じたのは課税逃れについて、当然、法律家ですからそういうことは許さないという感覚は全員が共有しているわけです。先ほどの透明、納得のところも、一部の人がすごく抜いている、制度上抜いているのもあるけれども、不法に抜いているということもあると問題です。そういうところについては、経済学的に見れば大したインパクトはないのかもしれないけれども、制度がきちっと運営されていて、逃れている人間がないという前提の話のみをしているわけにはまいりません。三木先生、志賀先生のお立場であっても、不正を許そうということはなはずですから、課税逃れ封じのようなことを、結論はそう出ないまでも、意識のどこかに入れておくというのがあるというのが、今の政府の方針から言っても、国民に対する説明の方針としていいのではないかと思うんです。国税もまさかそれに反対しないでしょうから。

そういうのをいかに防ぐかということに関するある種の努力がないと、消費税だろうが、所得税だろうが、法人税だろうが、資産税だろうが、一部の人がうまくやっていて、権利ばかり主張されるというのでは困るので、その塞ぎ方について、ほんのちょっとだけでも三木先生の方に投げてください。

とがあればと思っているんです。

○神野委員長

何か、今の段階で。

○三木委員

一言だけ申し上げておきますが、私どもは今、中里委員が懸念されている、別に逃れている人を擁護するための議論をしているわけではなくて、この委員会でこれから検討していかなければいけないように、国民にこれから税負担をお願いしていかなければいけないと思います。そのためには、国民に納得されるようなきちんとした手続等を整備してお願いをしていくという体制をつくりたいわけです。そういう観点からやっているということを是非御理解いただきたいと思います。

○神野委員長

どうぞ。

○大澤委員長代理

1点だけよろしいでしょうか。世代間公平とともに世代内公平が重要だという関口委員の御意見に関連して、補足的に、高齢者と労働年齢人口に分けてジニ係数を取りますと、日本では高齢層のジニ係数の方が高いです。これは当然のことではなくて、主要先進国でほぼ日本だけと言っていい状態でございます。そういう観点から、世代内公平というのを考えなければいけないと同時に、少子・高齢化というファクターを入れてきた場合に、中高所得層というのは低所得層よりも明らかに長生きします。健康の不平等ということで研究されていることです。そうなりますと、年金が終身ですので、年金の受取総額も大きい。

それから、中高所得層は若いときは余り病気をしませんが、長生きしますので、特に後期高齢者になりますと、医療サービスの利用というのも大変になるわけです。つまり、年金でも医療でも、中高所得層が受けるベネフィットは大きいということを考えて、世代内公平ということを我々は気を遣っていかなければいけないのかなという論点でございます。

○神野委員長

どうぞ。

○井手委員

先ほどの辻山委員の御指摘が私は非常に重要だと思ったので、簡潔に済ませます。今日「内外の税制改正の流れ」という資料をおつくりいただきまして、大変面白い図表を御提示いただいたと思うんです。21ページなんですけれども、今までと違って、税収と社会保険料の収入をGDP比で見る図表をおつくりいただいています、これは非常にいい図表ではないかと思います。というのは、日本をごらんいただきますと、2007年で、結局、国民負担率は28.3%しか

ないわけです。

この間、国民負担率が50%を超えてはいけないということでさんざん議論してきたわけでありましてけれども、分母を変えただけでこれだけ違った図があらわれてきたという意味では、どういう支出をするのかという議論と、どういうふうに税負担を求めていくのかという議論と同時にまだまだできる余地があるとお示しいただいたのではないかと考えています。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

もう既に所得税の問題に入っているんですが、今までの議論は、端的に言えば、税体系全体の中での所得税の位置づけということになるかと思っておりますので、所得税そのものについて、課題は同じことです。これまでの税制改革の評価とアジェンダ、方向性みたいなものを含めてのアジェンダということになるかと思うんですけれども、先ほどの所得税の資料の初めのところに付けていただいております税制改正の大綱を見ていただきますと、個別の論点もございまして、税率構造、控除から手当、給与所得控除、配偶者控除、成年扶養控除、証券優遇税制、この辺、論点として提示されているわけですので、ここら辺を含めて、所得税の内的構造というか、そこまで踏み込んだ議論をちょうだいできればと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○田近委員

歳入にせよ、歳出にせよ、財政全体と税制調査会の仕事をどう関連づけるかというのは非常に難しいんで、そっちを言い出すと全部圧倒してしまうというか、課税力のことを言っても、今年の予算は税収よりも当初から国債の方が多いわけで、それに更にいわゆる埋蔵金まで加えたらなどという議論をしてしまうと、それだけでこの場は終わってしまうので、どうしようかなと思っていたんです。そこはまた考えを深めるとして、我々のコンセンサスとしては、日本の税の課税力は非常に弱い。それは所得税にも適用されるということです。さっきは、所得税の資料で、消費税の導入、86年ぐらいから見て、いろんなことがあって、日本の個人所得税はなかなか手つかずの状態だったというのが、まずファクトの一つかなと。

それから、今、神野先生が幾つかおっしゃったところで、引き続き言わせてもらおうと、聞いていただだけでも結構ですけれども、せっかく個人所得課税の国際比較というのを用意していただいたんで、17ページです。個人所得課税の実効税率の国際比較、夫婦お二人のケースですけれども、これを見て明らかなように、3,000万まで横軸で取る必要があるのかどうか分かりませんが、

日本の課税所得は小さいというか、税がかかり始めるところは非常に小さい。つまり、控除が大きい。それから、平均的な税負担を見ると、明らかにこれは低い。

ここで先ほどから出ている公平の問題が出てくると思うんです。そもそも税を取らないで公平のために何かしようとしてもできっこない。だから、税は取らない、しかし、公平のために給付付き税額控除をやるんだといっても、どうするのか。借金して次の世代に払わせてやるのか。実態的にはそれに近いことになりかねないわけで、もう既に多くの方に御指摘されていますけれども、課税ベースは、日本はこれだけ右側にいる。税負担平均で見ると、低い。これを正さない限り、給付付き税額控除をやるといっても、税も取っていないのにどうやってやるのか。それはおっしゃるとおり、世代内公平も重要だし、中所得者の負担の是正も重要だけれども、ないものはできないだろう、借金でやるのかという話で、ファクトの2はそれだと思います。

あと、これは事務局にお願いですけれども、失礼ですけれども、もうちょっと国際比較をスマートにできないか。OECDの方でさんざんやっていますタクシング・ウェイジズという資料も出ていて、財務省の仕事も重要だとしても、もう少し国際比較をやったようなものを出して、客観性を持たばいいだろう。課税ベースがどうなっているか、翁さんがおっしゃった最高税率がどうかということで、それはまたアップデートしていただくとして、だから、ファクトの2としては、最初、手つかずだったということは、どういう状態かというのは、17ページの図はよく示していると思いました。

もう一つ言わせていただくと、分離課税というか、資産課税の話です。19ページ辺りから続きますけれども、アメリカと日本で比較できるのかというのもまたあると思うんです。連邦で付加価値税を持たずに、個人所得税と法人税だけで基本的にやっている国と日本と一緒に考えるのか。アメリカの税制にしても、社会保障は今日の議題でないにしても、我々のある意味で規範とは言わないですけれども、向かうべき税制かというのは、必ずしもそうではないだろう。

そうなると、ヨーロッパの方がある意味で参考になるんですけれども、イギリス、ドイツと出ていますけれども、あと、二元的所得税の国は言うに及ばず、資産所得はおおむね分離課税的なものになっている。一番象徴的なのはドイツだったと思うんです。だから、今の軽減税率10%でしたか、7+3をどうするかという議論はあると思うんですけれども、ここを総合課税化していくというのは、それはある意味でアメリカが唯一、しかもアメリカでも、それではだめなんだということで、いろんな工夫をしているわけです。資本所得に関しては、分離課税というのが、単なる流れということではなくて、私は所得税の実態からしても不可避な流れなんだろうと思います。

そういうわけで、手つかずだということをもまず言わせていただいて、その次に、日本の所得税の現状は、先ほどの図のとおり、課税ベースの点、それから、平均税率の点で、国際的に見て非常に改善の余地があるのではないか。それをしなければ再分配もできない。もう一つのファクトとしては、資本所得の在り方としては、私は基本的には一体課税にして、きちんと取るという方向は揺るがないのではないかと、個人的には思っています。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

あと、いかがでしょう。個別に踏み込んでいただいて。

どうぞ。

○田中主税局審議官

先ほどの資料の説明をかなり早く、時間がなかったので飛ばしてやりましたので、1点だけ、所得再分配の御議論を今いただいているわけですが、それを行う場合の今の所得税の特徴の一つとして、田近先生からも話がありましたが、資料で言いますと、個人所得課税の14ページ、先ほど税制第一課長が説明しましたが、もう一回ごらんいただきたいと思うんです。

要は、日本の所得税の納税者数は約4,700万人いるんですが、そのうちの8割は5%と10%のブラケットに入っているんです。左の上をごらんいただくと、330万円と書いてありますけれども、これは課税所得ですから、いつも専業主婦で例を出して怒られますが、専業主婦で例を出させていただいて、子ども2人、中学生と高校生と考えると、この330万円は785万円でございます。785万円以下が8割ということなんです。したがって、所得税の再分配の強化の御議論をいただくときに、勿論、この外には非課税の人たちもいるわけですが、どこを強化するかという話を御議論いただくとありがたいと思います。

○神野委員長

いかがでしょう。それを含めて、さっきも言いましたように、大綱を参考基準にさせていただいて御発言いただければと思います。いかがでございますか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員

個人所得税について、今、税率構造の話、それから、ブラケットの、いわゆる幅の問題かと思えます。結局、ほかの国の、例えば、最高税率を引き上げたドイツ、あるいは引上げを行うことを提案しているアメリカとかイギリスといった例があって、いわゆる50%ということでは日本はやっているわけですが、それを超えていこうというところも出てきているわけですが、そこをどう見るかという問題。

それから、今の最低税率、もしくは2番目の税率のところは圧倒的多数の納税者が固まっているところをどう見るかというのは、結局のところ、どのレベルの所得層に増税したいかということです。それを専門家委員会が言うのはなかなか厳しいなど、私は今、率直にそう感じております。

ただ、田近先生も証券優遇税制のことについて御発言があったのですが、それから、先ほどの事務局からの説明でもあったのですが、10%のいわゆる時限付きの軽減税率のところを20%の本則に戻すと、国税で大体1,000億円、地方税で400億円の増収になるということだったのですが、これはもう既に20%と本則に書いてあるわけですから、それはここで議論するまでもなく、当たり前の話で、問題はそれ先だと思えます。今、アメリカだけが総合課税で、ほかの国は分離課税ではないかと言われましたけれども、出てきたヨーロッパの国々の数字を資料で拝見しておりますと、大体30%です。ドイツは26.375と出ておりますけれども、ほかの国は30%、もしくは30%弱というところで大体固まっているわけでごさいます、そのときに日本の本則20%自体はどうなるのかということになるかと思うのです。そういう考慮も出てくるのかなと思われまます。

あと、別の問題で、給与所得控除についてもいろいろな図表を出していただいて、給与所得控除というのは収入の3割前後で横ばいになっているという資料をいただいたのですが、所得税の資料が出てくるときは必ず給与所得だけしか出てこないのです。ほかの所得とのバランスの問題をどう考えるかということが出てきます。例えば、皆さんも経験あると思えますけれども、事業所得とか雑所得とか、いろいろあります。確定申告をやった方もたくさんいらっしゃると思いますが、そういうときに、収入に対する必要経費の割合というのは、実は自分のことしかわからないわけです。そういうことについて、果たしてどこまで出せるものかということについて、これは事務局へのお願いかもしれませんが、そういうことも議論の材料としては必要なのではないかと思われまます。

それから、給与所得控除についても、いわゆる頭打ちという議論がありましたけれども、私も頭打ちはあるだろうなど思っております。

○神野委員長

わかりました。ありがとうございます。

翁委員、どうぞ。

○翁委員

私は、所得税に関しましては、所得控除から税額控除へという流れで見直しを進めていくことが大事だと思っております、給与所得控除とか、扶養控除、配偶者控除、こういった所得控除について見直しを進めて課税ベースを確保し

つつ、必要なところに税額控除をしていくという考え方が所得再分配の観点からもよいと思っております。

ただ、今、御指摘ありましたように、給与所得控除などにつきましては、自営業者との関係とか、そういった問題がありますので、いかに公平にきちんと納税者の納得感を得ていくかについての議論を並行的にやっていくことが極めて重要だと思っております。

もう一つは、先ほど辻山先生と井手先生から、高負担であったら給付が高いということが非常に重要だということは本当にそのとおりだと思っております。例えば、スウェーデンなどは、その部分を地方自治体でやっているの、地方自治体が所得税をしっかりと取って、地方自治体が給付をやっているということで、かなりそれが可能になっている部分があるように感じております。日本はなかなかそこがやりにくいし、かつ多額の財政赤字を抱えているので、理想形としてはそのとおりだと思うんですが、そこをいかに納得感のあるような形で説明していくのかというのはなかなか難しい課題だなと感じております。

3つ目は、どうしても高所得者に対して負担をお願いしなければならないのではないかという議論があると思うんですが、1つは、成長ということに対して、きちんと税は配慮しているんだよということのメッセージも伝わるようにしていく必要があると思っております。特に、若年層で頑張っている人たちに対して、インセンティブを殺がないような工夫が必要だと思います。それから、特に高齢者については、公的年金等控除など、社会保険料との組み合わせで、どういうふうに全体の負担の平準化を考えていくかという論点も重要だと思っております。

それから、金融所得課税のところにつきましては、金融所得というのは非常に逃げ足が早いということは論点としてよく認識しておく必要があると思っております。10%、20%の議論は、まさに本則に戻すかどうかという点で今後議論しなければなりません、また違う論点として、各国の比較として、税率をどうするかというところについては、金融所得の場合は特に留意が必要なのではないかと考えております。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

どうぞ。

○田近委員

池上さん、翁さんから金融所得の税率の分離課税の話があったんですけども、日本は今、軽減で10%で、本則が20%だという話で、ヨーロッパはもっと高いではないかというけれども、重要なのはインピテーションというか、二重課税調整の問題は不可避なんです。

ドイツの法人税は今、15%行ったんでしたか。日本は40%。だから、ざくつとした計算をすると、仮に税引き前の利益が100あるとすると、日本は法人税で40取られる。60配当される。60配当されたうちの3割が課税されるとすると18%、4割が24%という計算になります。アメリカの方でいいかげんにしゃべったので反省しているんですけども、これを見ると、アメリカも配当課税が2段階で、0が15だとかいって、イギリスはインピテーションを部分的に入れて、最高32%と言っていますが、あそこの法人税は30%。ドイツの場合は、必ずしも全体の中で法人が多くはないんですけども、法人税は、私が理解する限り15%ですから、この税率は単に高さだけで比べてはいけないと思います。

だから、20%をどう考えるかというのはありますけれども、40%の法人税を考えると、全体的には20%、25%ぐらいが常識的な線になるのかなと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

それでは、三木委員、どうぞ。

○三木委員

皆さんの意見をお聞きしていて、今回の税制改正大綱で目指している所得税改革の一つの柱として位置づけていかなければいけないのは、我が国の所得税の所得分類が昭和40年以降、基本的に変わっていないのです。40年以降、経済状況も相当変わってきておりますので、所得分類の見直しの中で、今まで出た議論などを組み込んでいく必要があるのではないかと感じました。それが1点。

もう一つは、今回の所得税改革の一つは、所得控除から税額控除だろうと思います。これは、次の消費税の逆進性の解消の問題にもつなげていこうという構想が見えていますので、そうであれば、思い切って消費税額控除を所得税という枠の中で入れていくことをかなり真剣に考えていいのではないかと個人的に思いました。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

辻山委員、どうぞ。

○辻山委員

ほとんど出ている論点なんですけれども、納得の行く課税というのは、先ほど申し上げましたように、担税力のところに戻っていくのかなという感じがしております。そういう意味では、先ほど複数の委員が御指摘になりましたように、所得控除を引いたものが課税所得になります。それが担税力を示しているのかが、所得控除ですとちょっとあいまいになってくるということで、そこをきちっと示した上で税額控除に移っていく、これはそのとおりだなと思いました。

金融課税ですけれども、これは、もう一つ、グローバル化の問題を考えていかなないと、日本だけ国内で納得していてもしょうがない。国際競争力の中で金融資本がものすごく今、グローバル化していますので、その辺のところを考慮外にしておくと、とんでもない痛手になるのかなという感じがしております。勿論、概念的には総合課税の方が担税力を示しているわけですから、望ましいけれども、実際に捕捉の問題であるとか、あるいは国際化の問題であるとかということを見ると、分離課税というのは合理的な方法なのかなと思います。

それから、高所得者の所得税の最高税率の話です。これは歴史的に日本でも、地方税と合わせて88%の時代がありまして、それがだんだん下がってきた経緯があります。消費税の問題もありましたけれども、世界的に、最高税率を過度に上げることは、まず、モチベーションの問題になります。それから、上げたから税収が上がるのか、この検証も必要だと思います。上げると税収がそれだけ上がるのかといたら、例えばレーガン税制のときは、ドラスティックに税率を下げたけれども、税収は下がらなかったということもありますので、その辺のところも検証が必要なかなと思います。

○神野委員長

関口委員、どうぞ。

○関口委員

私は先ほど所得税についていろいろしゃべったんですけれども、減税中心であったものを正常化していくのが望ましいのではないかと私も考えている部分がありまして、その際に、所得税に対する疑念をなくすというのが大事な論点なんだろうと思っています。その疑念というのは、中里先生がおっしゃておられたように、払っていない人がいるのではないとか、こっちの方が軽いのではないとか、そういったものがないような状態で考えていくというのが理想的な形だと思います。

その観点から考えてみたときに、先ほど田近先生から、個人所得税の国際比較の17ページのところで御指摘いただきましたところでもありますけれども、ここに関する所得というのは、やはり給与所得者が中心で、給与所得に関してはこの状態はわかる。言い方を変えると、中低所得者に関する負担はおおむねこのぐらいであろうということはよくわかる資料だと思います。

ただ、それ以外の所得を持っている方々がどこにどのぐらいいるのかということを見るのに際しては、これは日本の統計上の限界があるんだとは思いますが、今度は資料の個人所得課税の21ページに書いてある、申告納税者の所得の分類だと思いますけれども、これを見ざるを得ない。これを見たときに、所得の高い人、低い人というので、高所得層に目を向けた場合に、やはり所得の分布が偏っているというのがある。これを考えたときに、この両者を組み合わせた租

税負担の分布ができ上がるのが一番理想的な形で、それを基にいろいろ議論していくというのが一番いい姿だと思うんです。それがなかなか難しいにしても、正常化をするとした場合の所得税に関する疑念というのは、こういったところからも出てきているのではないかと思っています。

そうなる、グローバル化の観点から所得税をどのように考えるかということがあろうと思うんですけれども、これはやはり法人税と所得税との関係を考える必要があると思っております、それは先ほど田近先生も御指摘あったように、今、日本の法人税が高い状態で、それと比べて日本の個人所得税が低い。あり得る選択肢であろうといわれておりますけれども、仮に法人税を下げるとか、減税という議論があったときに、そうなる、今度は個人所得税の課税を検討していくという視点が必要になってくるのではないかと思っています。

以上です。

○神野委員長

それでは、井手委員、お願いします。

○井手委員

税制改正大綱に即してという御指摘が委員長からございましたので、1つは給付付き税額控除の問題でありまして、これを拝見していて、一番大きな疑問というのは、再分配をそれを通じてやりましょうねという議論と、消費税の逆進性対策としてこれをやりましょうという議論が入れ子状になっている。そういう意味で考えますと、さすがに消費税の方の話までここと絡めるのは難しい。むしろ逆進性の問題は、支出を通じた分配の方できちっと議論をすべきであって、そこはちょっと整理しておいた方がいいというのが1つ感じていることであります。

そのときに、アメリカのEITCの議論を思い出すんですけれども、これは所得税のより包括的な改革との関連で言うと、先ほどもどなたかからありましたけれども、結局、課税ベースを広げて、税率をなるべくフラット化していこう、税込中立でいきましょうという、ここの改革とセットでEITCはやっているわけです。ただ、現実には、税金がその後わりかし上がってきて、これがEITC向けの財源として利用されたという経緯があります。そういうことを考えると、所得税の改革をすると、これぐらいの税金が上がります、その改革の税源を使って、今度はEITCを通じて、低額所得者にどういう再分配をしましょうかとセットで議論をやっていくことが重要なのかなと考えているのが1つであります。

あとは、所得税の改革の方の話でありますけれども、今、辻山委員からも御指摘がありましたが、最高税率の問題はやはり重要な論点かなと思います。ただ、日本の経験で言いますと、私、歴史をやっているものですから、シャープ

勧告のときが一つの教訓になるのかなと思うんです。あれは最高税率を下げ、課税最低限を引き上げるということをやった結果、ブラケットが中間層に非常に厳しい税制になってしまった。これが経済成長と結び付いたときに、御存じの政策減税として、毎年毎年減税をしなくてはいけないという、あれに結びついていくわけです。

レーガン税制の場合は、税収中立ということですから最高税率を下げられましたが、今の日本の厳しい財政状況の中で本当に税収中立でいいのかということ考えたときに、やはりある程度最高税率を上げて、先ほど主税局審議官からも御指摘がありました、中間層にある程度の負担をお願いするとしても、かつての日本のように厳しすぎる負担にはならないように、ブラケットにある程度の幅を持たすということは重要な点なのかなと思います。

もう一つ、最高税率との関係で言うと、確かに上の方をいじっても余り税収は上がらないというのは正論だと思うんです。先ほど関口委員も所得税に対する国民の疑念とおっしゃっていましたが、公正性を政府が追求するというメッセージをきちっと打ち出すことの意味は、税収が上がるかどうかということとは全然次元の違う問題だと思います。そういうことは考えておいた方がいい。先ほど池上委員も御指摘のように、最高税率は最近、ドイツで上げましたし、アメリカ、イギリスでも上げようという議論をやっているわけですから、その辺は参考にしていいのかなと思います。

最後に、法人税と法人所得の関係で、田近委員と関口委員から御指摘がありましたけれども、90年代にドラスティックに法人課税を下げた国は、税率で言うと日本とスウェーデンくらいかなと思います。ただ、法人の負担で見ると、実はスウェーデンは減っていないんです。その意味では、法人の負担をどんどん軽くしていったのは日本だけとなるのではないかなと思います。ですから法人税の負担の話をするのであれば、税率と課税ベースの話は切り離して議論したくないし、あるいはここを下げるといふことであれば、資産性所得に対する課税をどのように扱うのかという議論は避けて通れないですから、関口委員も御指摘のように、そこはセットで、こちらを下げるのであれば、こちらは上げるということは、どこかで考えておかななくてはいけないのかなという気がいたします。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

では、大澤委員、お願いします。

○大澤委員長代理

先ほどはジニ係数の話をしたんですけれども、相対的貧困率というもう一つ

の指標で見ますと、これは御承知のように、昨年10月に長妻厚生労働大臣が計測の結果を発表されました。2003～2007年ぐらいにかけて、また貧困率が上がって、OECD諸国でワーストの状態になっていることを発表されましたが、なぜそうなのかというのをいろいろ分解して見ていきますと、相対的貧困率というのは、中位所得と、それに対する50%未満ということですから、上の方は余り関係なくて、真ん中から下の所得分布がどうなっているかということを示しております。

ちなみに、慶応大学グループの研究によりますと、この相対的貧困率の基準はほぼ生活保護基準に匹敵するものですから、日本政府としての公式の貧困線とほぼ等しいとお考えいただきたいんですけども、なぜそうなるかというところ、ヨーロッパ諸国との比較において、中位所得者の税負担が相対的に軽いということが相対的貧困率を高めている原因の一つだそうでございます。同時に低所得者の税負担や社会保障負担を見ますと、これは諸外国に比べても、低所得者の負担が比較的重い国になっているということも見る必要があるかなと感じています。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

そろそろ時間でございます、申し訳ありません。皆さん方、まだ御意見あるかと思っておりますけれども、御議論をいただく時間はこれで終了させていただいて、最後に、納税環境整備小委員会について、現在、精力的に検討していただいているわけでございますけれども、その点について、三木委員から御報告をちょうだいできればと思います。よろしく申し上げます。

○三木委員

小委員会の座長を務めさせていただいております三木でございます。

進捗状況について簡単に御説明いたしますが、納税環境整備小委員会は、3月12日に第1回の会合を開催しまして、税制改正大綱で与えられている課題について、差し当たり納税者権利憲章、審判所の改正、納税番号制度などの検討に既に入っております。当面は3月中を目途に関連団体からヒアリングを開催することとしておりまして、3月18日には日本税理士連合会、25日には日本弁護士連合会と日本労働組合総連合会からヒアリングを実施したところでございます。4月以降は週1回程度を目途に、5月末にかけて主要な検討課題ごとに会議を行っていきたくと思っております。これらの検討が一巡したところで、論点整理をどのような形で行うかについては神野委員長と相談した上、また委員会にお諮りしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

精力的に活動していただいていることに感謝申し上げる次第でございます。前回の会合でも申し上げましたけれども、小委員会の活動については、菅会長の御指示を踏まえまして、私の方からまた座長に御指示をさせていただくなど、専門家委員会本体とよく連絡を取りながら運営していきたいと考えております。この点では、一昨日、菅大臣から、22年度予算成立後の記者会見において、番号制度の検討を急ぐという御発言がございました。

番号制度については、国家戦略室の方にありますP Tと申しますか、社会保障、それから、税に関わる番号制度に関する検討会で検討が進められておりますけれども、専門家委員会といたしましても、戦略室の動きに対して迅速に、かつ適切に対応できるように、小委員会において可能な限り早い時期に、番号制度に関しましても一度議論をしていただければとお願いする次第でございます。これについては、また座長と相談させていただきまして、この専門家委員会との日程などを見つつ、引き続き精力的に御審議いただければとお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の専門家委員会の会合を閉じたいと思っております。お忙しい中、御参集いただきまして、かつ精力的に御議論いただきましたこと、また、無理なお願いでございましたけれども、御協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

次回の日程につきましては、決まり次第、委員の皆様方にお伝えをすることにしております。今回は誠に申し訳ありませんが、直前の御案内になってしまいました。4月につきましては、1か月分の予定を事前に御連絡するよう事務局にお願いしてありますので、事務局も大変な作業に取り組んでいる中ですが、そちらの方から御連絡がいくかもしれません。

また、本日の新聞記者に対する説明でございますが、この後、この場で私の方から行わせていただきますので、御了承いただければと思います。

副大臣、御列席いただきまして、何か。

○峰崎財務副大臣

遅くなって大変申し訳ありません。ようやく本格的な論議が始まったなと思っております。私も聞いてみたいことがたくさんありますけれども、これは専門家委員会の皆さん方だけをお願いしたいと思っております。

菅大臣の方から「負担」という言葉は「分担」と置き換えてくれないかというふうに最近言われておまして、国民負担率、もともとこれは1997年の財政改革法の際に法律案として初めて入った言葉だそうですけれども、私もその当時から問題意識を持っておまして、公的負担ではないかと、国民負担ではない、私的負担が入っていないぞという議論をしたことがございます。今回は「分

担率」、私は実は「国民連帯率」がいいのではないかと考えていた一人なんです、それはきつ過ぎるよということで「分担率」ということで、厚生労働大臣などにも働きかけて定義をしようと思っています。

先ほどあったGDP比で出すというのが非常に重要だということで、今日、主税局、大変苦勞されて出していただいたと思うんですが、やはり間接税のウェイトが高いところと、そうでないところと、必ず問題が出てくると思います。当初、6月ごろに中間的なものでもと思っていたんですが、菅大臣が、もっとテンポを早めろということなので、これから大変お忙しいことになるかと思えますけれども、ひとつよろしくお願い申し上げて、私の方から一言ごあいさつだけさせていただきます。

○神野委員長

ちなみにですが、シャープ勧告もナショナルインカムではない方がいいと言っているんですが、ただ、ナショナルインカムで取っているんですけども、そのときにレシオをただ単に「比率」と訳しているんですが、いつからか「負担」ということでございます。

それでは、これで終了したいと思います。議事運営につきまして不行き届きがあったかもしれませんが、失礼をおわびいたしまして、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。